重層的支援体制整備事業実施計画について

改正社会福祉法(令和3年4月1日施行)

市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

重層的支援体制整備事業	相談支援	①包括的相談支援 事業	■属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める●支援機関のネットワークで対応する●複雑化・複合化課題は適切な多機関協働事業につなぐ
		②多機関協働事業	●市町村全体で包括的な支援体制を構築する●重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす●支援関係機関の役割分担を図る
		③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	●支援が届いていない人に支援を届ける●各種機関等とのネットワークや住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける●本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
	参 加 支 援	④参加支援事業	●社会とのつながりを作るための支援を行う ●利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングを行う ●本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
	向けた支援地域づくりに	⑤地域づくり事業	●世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する●交流・参加、学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする●地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る

世代や属性を 問わず 断らない

包括的 支援体制 の構築

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 平成29年(2017年)の通常国会で成立した改正社会福祉法(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)により、社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり(※)に努める旨を規定。
 - (※)包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の<u>附則において、法律の公布後3年(令和2年)を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整</u>備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施しており、令和元年度は 208自治体が事業を実施している。

地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」を令和元年5月に設置。
- 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。
- <最終とりまとめで示された方向性>
- 本人・世帯が有する**複合的な課題(※)を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、** 市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。
- Ⅰ 断らない相談支援 Ⅱ 参加支援 Ⅲ 地域づくりに向けた支援
- (※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)

世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷など)

等

出典: 厚牛労働省

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会:子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポンー億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

- 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援二一ズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業 及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
- 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】
- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き 高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。
- 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、 社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。
- 4.介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】
 - ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
 - ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。
- 5. **社会福祉連携推進法人制度の創設** 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

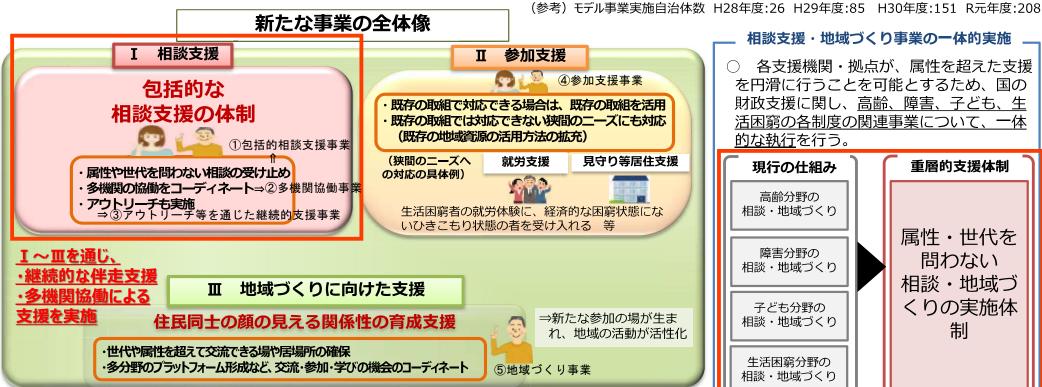
出典:厚生労働省

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- ○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)ーつの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と 育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など) ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- ○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

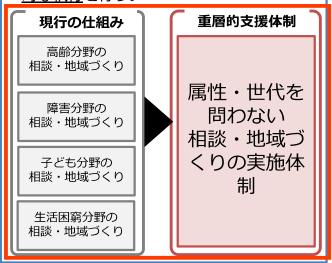
社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- ○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築す るため、I 相談支援、II 参加支援、II地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
- ○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I ~ IIIの支援は必須
- ○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

各支援機関・拠点が、属性を超えた支援 を円滑に行うことを可能とするため、国の 財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生 活困窮の各制度の関連事業について、一体 的な執行を行う。



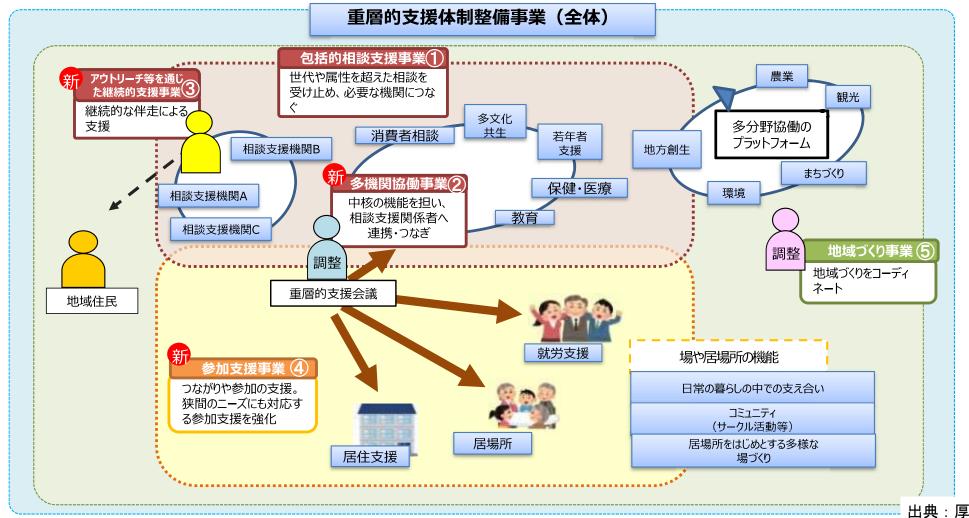
- ※ I ~Ⅲの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 - (ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 - (イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

(ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

出典:厚生労働省 一部加筆

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

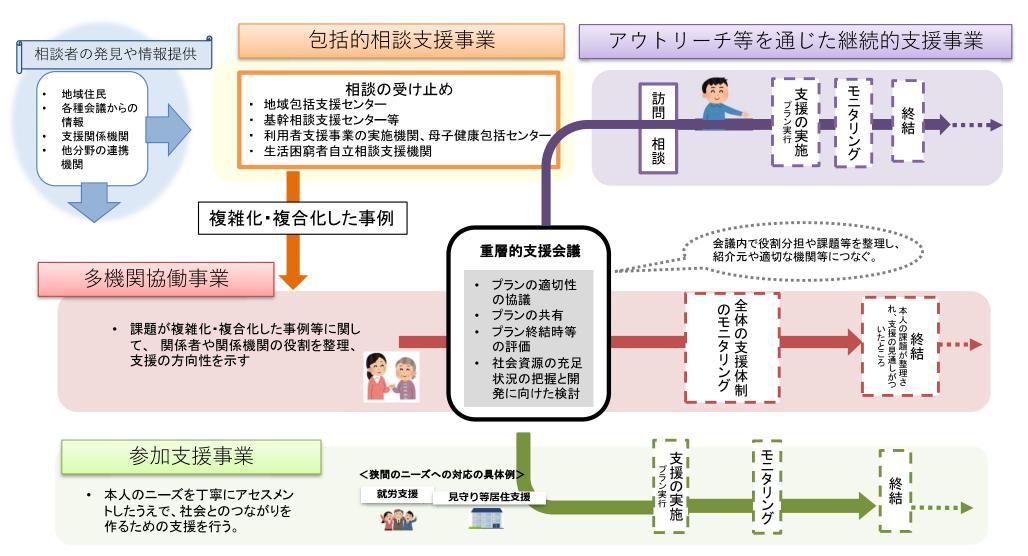
- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例 については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



出典:厚生労働省 一部加筆

重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある

※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

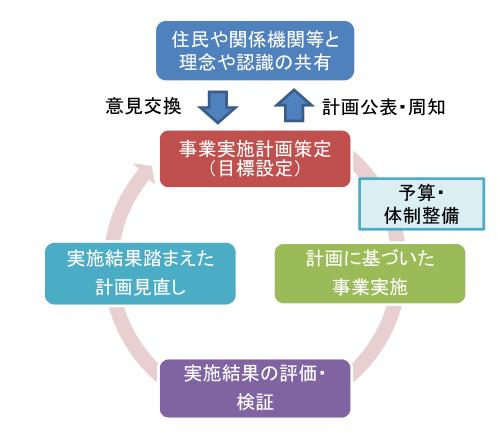
出典:厚生労働省

重層的支援体制整備事業実施計画の策定

|計画策定の意義・目的

- □「重層的支援体制整備事業」については、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。
- □ 市町村は、本事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層 的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとし ている。(法第百六条の五)
- □ この事業を実施する意義の一つは、包括的な支援体制の具体的な構築方針について、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にある。したがって、事業実施に向けた検討を行う際には、地域における関係機関等との間で、地域(住民)が抱えている課題を踏まえて、事業実施の理念や目指すべき方向性について認識の共有を図ることが重要である。
- □ また、本事業は、既存制度からの財源を一括化し、関係機関 が連携の下で実施するものであることから、関係機関が円滑 かつ効果的に事業を実施していくための手段として、
 - ① 上記の関係機関の共通認識を基にした事業実施計画の策定
 - ② 計画に基づいた事業実施
 - ③ 事業実施結果の評価・検証
 - ④ 実施結果等踏まえた計画見直し

PDCAサイクルにより、事業を実施していくことが必要である。



計画に基づいた予算・体制の整備

- ・市町村においては、「重層的支援体制整備事業実施計画」に記載した内容に基づいて、当該事業の実施に必要な予算や体制を整備することとなる。
- ・国及び都道府県からの重層的支援体制整備事業交付金の算定にあたっては、その根拠として、計画の内容や実施状況について提出・確認を行う。

出典:厚生労働省

重層的支援体制整備事業実施計画の内容

計画に記載する事項

- □ 重層的事業実施計画に記載する事項としては、以下のような事項を予定。(厚生労働省令により規定)
 - ① 重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活 困窮者の福祉その他の福祉に関する基本方針

(事業全体の実施目的、各分野の事業に共通する基本方針など)

- ② 重層的支援体制整備事業について、相談支援、参加支援、地域づくり支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働のそれぞれの提供体制に関する事項(※下表の記載内容例を参照)
- ③ 重層的支援体制整備事業の事業目標・評価指標 (相談支援の相談受付件数、参加支援の支援対象者数・協力事業者数、地域づくり支援の参加者数・参加機関数など)
- ④ 関係機関間の一体的な連携に関する事項 (関係機関間の情報連携、重層的支援会議の実施方法など)
 - ※ 計画策定にあたって各事項に盛り込むことが望ましい事項や策定のポイント等については、別途、その詳細について指針等において提示予定
- ※ 重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項の具体的な記載内容の例

各事業	記載内容・ポイント
相談支援	・相談支援機関(窓口)の設置箇所数 ・各相談支援機関(窓口)の主な対象分野、設置形態(基本型、統合型、地域型)、運営形態(直営・委託)、各 機関の対象圏域等
参加支援	・地域における資源開発や利用調整等を行うコーディネート機能を担う体制等(担当機関、実施方法等) ・参加支援を行う際に活用可能な社会資源、想定される連携先
地域づくり支援	・地域づくりのコーディネート機能やプラットホーム機能を担う体制等(担当機関、実施方法等) ・地域づくり支援の拠点の設置箇所数、各拠点の主な対象分野、設置形態、実施内容 ・その他地域づくりのための事業内容
アウトリーチ等を 通じた継続的支援	・アウトリーチ等を通じた継続的支援を担う体制等(担当機関等)
多機関協働	・多機関協働の調整機能を担当する機関の設置方法や体制等、重層的支援会議の開催形態など出典:厚生党

-8-

重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ①

各種関連計画との関係①

- 地域福祉計画については、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられている。(法第107条第1項第1号)
 - ※ 地域福祉計画と各分野の計画については、その共通的な事項について調和が保たれている必要がある。
- 重層的事業計画については、地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、重層的事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は各関連計画の内容とも整合(注)していることが必要。
 - ※ 特に、重層的支援体制整備事業として、各分野の一体的に取り 組むこととなる以下の各事業に関する事項については、共通事 項となる。

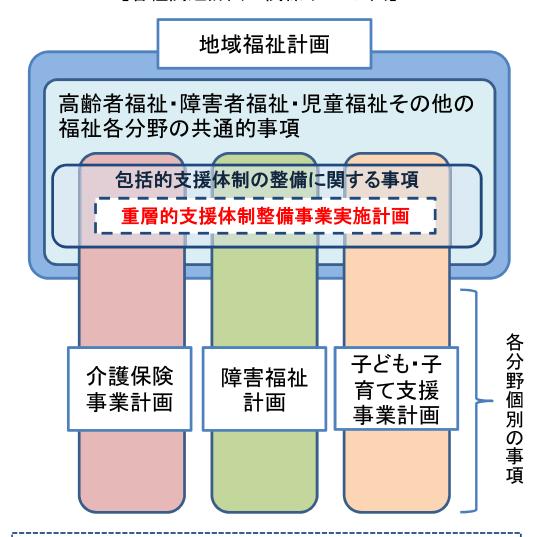
【相談支援】

- <介護>地域包括支援センター
- <障害>障害者相談支援事業
- <子ども>利用者支援事業

【地域づくり支援】

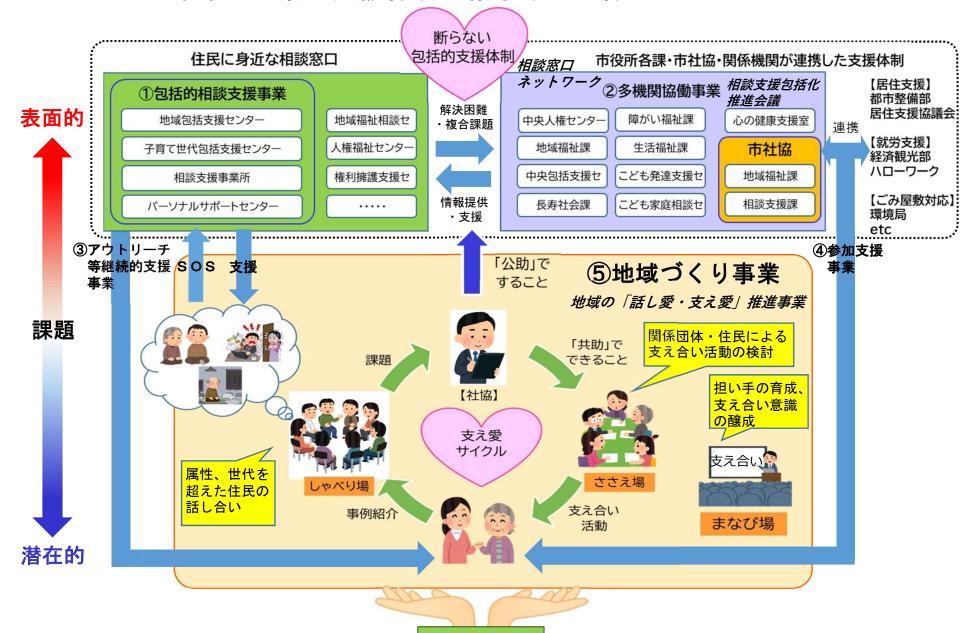
- <介護>地域介護予防活動支援事業(通いの場)
- <介護>生活支援体制整備事業
- <障害>地域活動支援センター事業
- <子ども>地域子育て支援拠点事業

【各種関連計画の関係イメージ図】



注)各関連計画については、各制度全体の計画として、介護・障害は 3年毎、子どもは5年毎に策定されることとなっている。重層的事業 計画は、事業内容の具体的な実施方法等を規定するものとして、 地域福祉計画及び各関連計画の範囲で、年度毎などで見直しが 行われることを妨げない。

本市の重層的支援体制整備事業(全体イメージ図)



鳥取市 社会福祉協議会

鳥取市の包括的相談支援機関(法第106条の4第2項第1号)

分野	事業名	相談支援機関	
介護	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター	7 ヶ所
障がい	基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター 相談支援センター・相談支援事業所	1 ヶ所 8 ヶ所
子ども	利用者支援事業	子育て世代包括支援センター	1 ヶ所
困窮	生活困窮者自立相談支援事業	中央人権福祉センター (パーソナルサポートセンター)	1 ヶ所

鳥取市の地域づくり事業 (法第106条の4第2項第3号)

分野	事業名	具体事業名	
介護	地域介護予防活動支援事業	介護予防出前講座の開催 介護予防運動教室「おたっしゃ教室」の開催 介護支援ボランティアの登録・斡旋 ふれあい・いきいきサロンの開催 リハビリテーション専門職等による地域支援 健康とくらしの調査の概要版の作成 高齢者健康教室の開催 しゃんしゃん体操の普及 ふれあいデイサービス	300回程度 58教室 149人 405ヶ所 150回程度 300回程度 2,000回程度 26地区
介護	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター配置	6名
障がい	地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター(サマーハウス)	1ヶ所
子ども	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	14ヶ所
困窮	共助の基盤づくり事業		